同　　森　　正宣
市川簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上十一月九日）
高松地方裁判所判事　　小佐田　潔
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京高等裁判所判事　　豊澤　佳弘
高松地方裁判所判事に補する
高松地方裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　　豊澤　佳弘
高松簡易裁判所判事に補する
高松簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上十一月十二日）

○官吏死亡
判事兼簡易裁判所判事中山幾次郎は十一月五日死亡
○定年退官
簡易裁判所判事片岡悌は十一月八日限り定年退官

皇室事項

行幸

天皇陛下は、十一月十三日午後五時十六分御出門、江戸東京博物館開館二十周年記念特別展「明治のこころ　モースが見た庶民のくらし」を御覧のため、東京都江戸東京博物館（墨田区）へ行幸、同六時三十一分還幸になった。

行啓

皇后陛下は、十一月十二日午後三時三十八分御出門、映画「くじけないで」試写会を御鑑賞のため、丸の内ピカデリー（千代田区）へ行啓、同六時三十三分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、十一月十八日オマーン国の国祭日につき、同月十五日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月十八日ラトビア国の独立記念日につき、同月十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県鉄鋼業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 19 日

青森労働局長　藤井　伸章

第４号中「１時間777円」を「１時間787円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 19 日

青森労働局長　藤井　伸章

第４号中「１時間712円」を「１時間721円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県各種商品小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 19 日

青森労働局長　藤井　伸章

第４号中「１時間705円」を「１時間714円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県自動車小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 19 日

青森労働局長　藤井　伸章

第４号中「１時間743円」を「１時間753円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月21日から効力を生ずる。

宮城労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 19 日

宮城労働局長　井上　　真

第４号中「１時間749円」を「１時間757円」に改める。

秋田労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 19 日

秋田労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間738円」を「１時間750円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月28日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 19 日

茨城労働局長　中村　俊一

第４号中「１時間789円」を「１時間798円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、茨城県鉄鋼業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 19 日

茨城労働局長　中村　俊一

第４号中「１時間805円」を「１時間818円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月31日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県調味料製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月 19 日

千葉労働局長　山本　靖彦

第４号中「１時間817円」を「１時間827円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月25日から効力を生ずる。